



発行 東京都

目次

97

条 例

- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…二
- 東京都特定個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例…（生活文化局）…三
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…三
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…四
- 東京都児童相談所条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…四

条例のあらまし

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第九〇号）

- 一 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二六号）の施行に伴い、所要の改正を行います。
- （一）固定資産税
  - 中小事業者等が取得した、生産性向上に資する一定の事業用家屋及び構築物について、課税標準に乗じる特例割合を定めます。
- （二）個人住民税
  - 地方税法（昭和二五年法律第二二六号）に規定する指定行事の中止等により

生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を寄附金税額控除の対象として定めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都特定個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第九一号）

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五〇号）の施行等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第九二号）

- 一 中等教育の振興及び特別支援教育の推進を図るため、都立高等学校及び都立特別支援学校を設置します。
  - （一）高等学校
    - 名称 東京都立赤羽北桜高等学校
    - 位置 北区西が丘三丁目一四番二〇号
  - （二）特別支援学校
    - 名称 東京都立東久留米特別支援学校
    - 位置 東久留米市野火止二丁目一番一一号
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第九三号）

- 一 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四三号）の施行による建築基準法（昭和二五年法律第二〇一号）の改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区内の建築物の建蔽率等に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料の規定を設けるほか、規定を整備します。
- （例）建築物の建蔽率の最高限度の適用除外に係る許可申請手数料

- 一六〇、〇〇〇円
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例(条例第九四号)

- 一 東京都立川児童相談所の移転に伴い、位置を改めます。
- 二 この条例は、令和二年一月二四日から施行します。

条 例

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都都税条例第九十号

東京都都税条例の一部を改正する条例

第一条 東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第七項中「第十五条の二第八項」の下に「(法附則第五十九条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第百十八条第一項中「、法第三百四十九条の三の四」を「若しくは法第三百四十九条の三の四」に改め、「第十五条の三まで」の下に「、法附則第六十一条若しくは法附則第六十二条」を加える。

第百三十条中「、法第三百四十九条の三の四」を「若しくは法第三百四十九条の三の四」に改め、「第十五条の三まで」の下に「、法附則第六十一条若しくは法附則第六十二条」を、「算定した額」の下に「を当該年度の納期の数で除して得た額」を、「額」の下に「それぞれの納期において」を加える。

第百八十八条の二十六第一項中「第十五条の三まで」の下に「若しくは法附則第六十一条」を加える。

第二百七条中「又は」を「若しくは」に改め、「含む。」の下に「又は法附則第

十五条から第十五条の三まで、法附則第六十一条若しくは法附則第六十二条」を加える。

第二百十一条中「、法第三百四十九条の三の四」を「若しくは法第三百四十九条の三の四」に改め、「第十五条の三まで」の下に「、法附則第六十一条若しくは法附則第六十二条」を加え、「法第七百四十条」を「第二百七条」に改める。

附則第十四条に次の一号を加える。

十二 法附則第六十二条 零

附則に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第二十五条 法第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を地方税法施行令附則第三十八条で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができることになったことにつき地方税法施行規則附則第二十八条第一項で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第四十八条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十八条の二第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一年六月以内、同項第二号 当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐

から六月以内	震改修（法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで	

第二条 東京都都税条例の一部を次のように改正する。

第一百八条第一項及び第三百十条中「附則第六十一条若しくは法附則第六十二条」を「附則第六十三条若しくは法附則第六十四条」に改める。

第一百八十八条の二十六第一項中「附則第六十一条」を「附則第六十三条」に改める。

第二百七条及び第二百十一条中「附則第六十一条若しくは法附則第六十二条」を

「附則第六十三条若しくは法附則第六十四条」に改める。

附則第四条の三の次に次の一条を加える。

（法附則第六十条第一項に規定する条例で定めるもの）

第四条の四 法附則第六十条第一項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

附則第十四条第十二号中「附則第六十二条」を「附則第六十四条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年一月一日から施行する。

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十一号

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する省令」に改める。

第五条第二項中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十二号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中

同 飛鳥高等学校

北区王子六丁目八番八号

を

同 飛鳥高等学校

北区王子六丁目八番八号

同 赤羽北桜高等学校

同 西が丘三丁目十四番二十号

に改め、

同表四の項中

同 八王子西特別支援学校 八王子市東浅川町五百四十六番地一 を

同 八王子西特別支援学校 八王子市東浅川町五百四十六番地一 に改める。

同 東久留米特別支援学校 東久留米市野火止二丁目一番十一号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十三号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部第三款五の項中「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の二第十四項又は第三十八条の四第二十四項」に改め、同款七の項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同部第七の款中三十一の三の項から三十一の九の項までを三十一の五の項から三十一の十一の項までとし、三十一の二の項の次に次のように加える。

三十一の三 建築基準	居住環境向上用途誘導地区内の建	十六万円	許可申請
法第六十条の二の二	建築物の建蔽率又は壁面の位置に関		のとき。
第一項第二号の規定	する制限の適用除外に係る許可申		
に基づく建築物の建	請手数料		
蔽率又は壁面の位置			
に関する制限の適用			
除外に係る許可の申			
請に対する審査			

三十一の四 建築基準 居住環境向上用途誘導地区内の建 十六万円 許可申請

法第六十条の二の二 建築物の高さに関する制限の適用除

第三項ただし書の規 外に係る許可申請手数料

定に基づく建築物の

高さに関する制限の

適用除外に係る許可

の申請に対する審査

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十四号

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例(昭和二十八年東京都条例第百十九号)の一部を次のように改正する。

別表東京都立川児童相談所の項中「東京都立川市曙町三丁目十番十九号」を「東京都立川市柴崎町二丁目二十一番十九号」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十一月二十四日から施行する。

行 東 京 都  
発 東京都市整備局  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 本号  
一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

印刷所 勝美印刷株式会社  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

